

発委第5号

発 案 書

可児市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の事件について、別紙のとおり発案する。

令和3年8月5日提出

提出者 可児市議会議会運営委員会  
委員長 川上 文浩

可児市議会議長 澤野 伸 様



可児市議会会議規則の一部を改正する規則

可児市議会会議規則（昭和58年可児市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定足数に関する措置)</p> <p>第94条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は、散会を宣告することができる。</p> <p>2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は、委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(定足数に関する措置)</p> <p>第94条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員（<u>可児市議会委員会条例（昭和58年可児市条例第12号。以下「条例」という。）第14条の2第1項に規定するオンライン（以下「オンライン」という。）により出席する委員を含む。以下同じ。）</u>が定足数に達しないときは、委員長は、散会を宣告することができる。</p> <p>2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は、委員の退席を制止し、又は会議室外の委員（<u>オンラインにより出席している委員を除く。</u>）に出席を求めることができる。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(分科会又は小委員会)</p> <p>第102条 (略)</p>	<p>(分科会又は小委員会)</p> <p>第102条 (略)</p> <p><u>2 前項の場合において、分科会又は小委員会の委員長は、必要があると認めるときは、条例第14条の2第1項の規定を準用して開催することができる。</u></p>
<p>(委員外議員の発言)</p> <p>第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(委員外議員の発言)</p> <p>第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席（<u>オンラインによる出席を含む。</u>）を求めて説明又は意見を聞くことができる。</p> <p>2 (略)</p>

<p>(委員長の発言) 第118条 (略)</p>	<p>(委員長の発言) 第118条 (略)</p>
<p>(選挙規定の準用) 第127条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、<u>第1章第4節(選挙)の規定を準用する。</u></p>	<p>(選挙規定の準用) 第127条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、<u>前章第4節(選挙)の規定を準用する。</u></p>
<p>(不在委員) 第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。</p>	<p>(不在委員) 第129条 表決の際会議室にいない委員<u>(オンラインにより出席している委員を除く。)</u>は、表決に加わることができない。</p>
<p>(表決の順序) 第138条 (略)</p>	<p>(表決の順序) 第138条 (略) <u>(オンラインを活用した委員会における表決等)</u> <u>第138条の2 第131条から第135条まで及び第137条の規定にかかわらず、オンラインを活用した委員会における表決の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>
<p>(紹介議員の委員会出席) 第142条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。</p>	<p>(紹介議員の委員会出席) 第142条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の<u>出席(オンラインによる出席を含む。)</u>及び説明を求めることができる。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(携帯品)</p>	<p>(携帯品)</p>

第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(禁煙)

第155条 何人も、議場において喫煙してはならない。

(協議又は調整を行うための場)

第166条 (略)

2及び3 (略)

4 (略)

別表 (第166条関係)

名称	(略)	構成員	(略)
(略)			
広報部会	(略)	議長を除く全議員	(略)
広聴部会			
(略)			

第152条 議場若しくは委員会の会議室に入る者又はオンラインにより出席する者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

第155条 削除

(協議又は調整を行うための場)

第166条 (略)

2及び3 (略)

4 第1項及び第2項の場合において、招集権者は、必要があると認めるときは、条例第14条の2第1項の規定を準用して開催することができる。

5 (略)

別表 (第166条関係)

名称	(略)	構成員	(略)
(略)			
広報部会	(略)	議長、副議長及び 議会運営委員会の 正副委員長が協議 し、議長が指名す る議員	(略)
広聴部会			
(略)			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



発委第5号 可児市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について  
提案説明をさせていただきます。

発委第4号 可児市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてと同様に、委員会等の招集場所に参集して議会運営を行うことが困難であると委員長等が認める場合に、委員がオンラインにより委員会等の会議に出席することを認め、出席委員として議事に参加できるようにするため、本規則の一部を改正するものです。

また、令和元年より新体制で取り組んでまいりました広報広聴組織につきましても、諸課題に機動的に対処できるよう、その構成員につきまして見直しを行います。

それでは、発案書を朗読させていただきます。

発委第5号、可児市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。  
上記事件について、別紙のとおり発案する。令和3年9月5日。提出者、可児市議会 議会運営委員会 委員長 川上文浩。 可児市議会議長 澤野伸様。

改正の主な内容としましては、会議における出席委員にオンラインによる出席委員を含むよう規定の整備を行います。また分科会又は小委員会、議会全員協議会等の協議等の場においても招集権者がオンラインを活用して開催できる旨を規定します。

地方自治法第100条第12項の規定による協議又は調整を行う場における「広報部会」、「広聴部会」の構成員につきまして、「議長を除く全議員」となっていたところを、「議長、副議長及び議会運営委員会の正副委員長が協議し、議長が指名する議員」に改めるものでございます。

本規則は、公布の日から施行します。

以上、どうぞ宜しくお願い致します。

